

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷八十第

行發日一月五年三十正大

## 論叢

投資と租税……………法學博士 神戸 正雄

フォンウイゼの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

水戸藩常平倉の成立……………經濟學博士 本庄榮治郎

海運同盟に對する英吉利の態度……………法學士 小島昌太郎

## 時論

自作農地創定施設要項を評す……………法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

スミスの學說に關して福田博士の敬を乞ふ……………經濟學士 谷口 吉彦

マルクスの勞賃論……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

スミスの植民地觀の由來と地位……………經濟學士 長田 三郎

# 經濟論叢

第十八卷 第五號

(通卷第百七號)

大正十三年五月發行

## 論叢

### 投資と租税

神戸 正雄

緒言(本論の目的)

第一段 投資に於ける利益平準 (一)投資に於ける利益平準傾向(A)傾向其もの(B)妨害原因(二)平準さるべき利益(A)包容さるべきもの(B)控除さるべきもの)

第二段 租税の投資者利益に及ぼす影響 (一)租税の投資者利益上の影響(A)其動的觀察(B)其靜的觀察(二)租税の投資元本上の影響(A)其行はるゝ條件(イ)物體の元本價値の可動なること(ロ)物體が多少持續的なることは(稅が物體により不平等なることに)稅が年々繰返すものなること(ハ)稅が成るべく不動なること(B)其程度範圍(イ)最大限(ル)緩和するもの(三)舊税と利益平準(A)舊税の利益平準(B)其不公平の持續可能)

結論(全文の要旨)

## 緒言

今日の經濟世界は投資の世界とも見らるゝ。投資が人の凡べての經濟活動を網羅すとはいへないが、其重なる一面ではある。人が營利の爲めに多少なりとも資本を以て活動するとき、其處に投資が存する。我等が屢々問題とする全き財産所得、財産勤勞共働所得は即ち此投資の結果に外ならない。他人に貸金を爲し、銀行に預金を爲し、公社債株券を持ち、土地家屋骨董品を持ち、そして此等のものよりして元本を維持しつゝ、出來得るだけの所得を擧げやうとするのは、つまり投資である。自己經營に係る農商工業に資本を投ずるのも齊しく投資に外ならぬ。純勤勞所得に至しては投資の結果に屬せざるものゝ如くであるが、此も見様によりては人の内界に或程度の教養資本が投下されて其結果の現はれたものといひ得る。此後のものは少しく他のものとは事情も異なるから別とし、外界の物、具體的なる處に投下せらるゝ投資には、種類形式は多様だが、其間に聯絡があり、相互に平準を求めつゝあるものであつて、そして租税が之を左右し變動せしむる所である。而かも其が財政上にも國民經濟上にも將た箇人經濟上にも重大な關係をもつから、此間の事情を明かにすることは有益にして且つ興味あることである。私は今之を明かにして見やうと思ふ。

## 第一段 投資に於ける利益平準

### (一) 投資に於ける利益平準傾向

(A) 傾向其もの——凡そ今日の進歩したる營利社會では、人は其手に持つ所の又は新に手に入れた所の資本をば、出来るだけ有利に利殖しつゝ維持しやうとするものである。又は之が元本を維持しつゝ出来るだけ有利に利殖しやうとするものである。斯くて多數の人々が多數の物體に就きて投資の爲めの競争を行ひ、此間に需要供給の對抗が現はれ、利益平準の得らるゝ傾あるものがある。勿論、各物體ともに其々に危険程度が異り、隨て利廻及價格も異なることのあり得る所だが、其保険料を控除したる純利に當るものは一社會にては平準し同一となるべき傾をもつ。又自己經營に屬する物體へ投資する場合の如きには、其人の能力に大小差等あるが爲めに、投資利益に相違を生ずるを免れぬが、同一能力程度の人々の之よりして獲得すべき純利は矢張り平準すべき傾をもつ所である。若も或物體に於て、他の物體に於けるよりも、此純利が割合に大だとすれば、前の物體へは投資希望者が多く集まり、後の物體には希望者なく又はむしろ之よりして退却せんとするものが多く出ることとなり、前者にては資本供給者の競争が烈しくなりて利益低下の傾を生じ、後者にては資本需要者の競争が烈しくなつて利益昂上の傾を生ずる。斯くして兩者の

純利は平準することゝなるべき運命にある。

(B) 妨害原因——處で右の利益平準傾向といふのはむしろ一の假定といふべく、純理論を推して斯くあるとせらるゝ所に止まり、實際界では此が必ずしも其儘現はれず、可なり多く之を妨害する勢力が働く所である。即ち世の中には資本の小なるものが多いのだが、此等の者は、其もつ資本の大きさに制限せられて投資物體選擇の範圍が制限せられることゝなる。随ふては或方面例之、預金とか、自己經營に關するものでは小賣營業とか、小農業とかへ割合に多くの投資者が集まり、随ふて此等のものゝ純利は比較的に過小なものでなければならぬ。或は其當時の一般人の或物に對する特殊なる愛着心の爲めに割合に多く投資者の集まる傾がある。土地の或場合の如きである。又間々、特定人の特別の愛好執着（歴史的感情的原因などから）による特殊な事象さゝり起る。或は人々の智慧の狭き爲めに或物體に存する危険の有無程度を誤解することもあり、欺かるることもあり、又は安全有利な物を見逃がすこともある。特に或人々が爲めにする所あつて爲す所の人爲手段に依つて誤らるゝことが少くない。此等の妨害はあるけれども大體、各物體の保険料を除きたる純利は平準するのが大勢である。だから資本ほど賢明で公平なものは世の中に稀だといふて良い。彼が危険の處に往くときには相當に大な護衛を持つて往くし、安全な處に居る時には殆んど無防備である。而かも處かまはず出て行き、殆んど何れの方面へも滿遍なく行亘つて

人の經濟活動を助くる。

(二) 平準さるべき利益

(A) 包容さるべきもの——右の如く各投資物體の純利は平準すべきものだといふたが、其は必ずしも有形現實の利益、即ち配當や利子や賃料などの如きもののみでなく、之に元本價値の増加に關する見込利益、之をもつことに於ける名譽、特權、自己満足の如き無形利益をも相當に加算しなくてはならぬ。此等のものを一々具體的に指示することは實際には困難だが、其は實は前に述べた所の保險料元素と共に利廻の中に籠つて居る。此等の見込利益無形利益の比較的大なるものにあつては、有形現實利益が元本價値に對して持つ所の利廻が小であり、夫の見込及無形利益の割合小なる物にては、此利廻が大であり、其全く之なき物に於ては、利廻最大であるべきである。併し理論上からいへば此等の見込利益無形利益が相當に有形的に見積られて、平準さるべき所以の純利の中には含まるべき筈のものでなければならぬ。

(B) 控除さるべきもの——之と共に他方、右純利の中からしては各種生産費が引去られなくてはならぬ。そして其生産費といふ中には、投資者の生活費と混同して分別難なるものもあるが、此等も理論上には相當精密に分析して計算しなければならぬ。そして各物體に於ける租稅負擔も亦一の生産費として引去らるべきものである。つまり各物體の全收益中から、之に屬する生産費、

をして其中には租税をも計算したものを控除した上に、各のものに相當なる保険料を控除したる純眞の利益が大體平準の傾をもつといふことになる。或は之を別の詞でいひ表はすならば各物體には其々に、其有形現實利益と元本價值との關係から見出さるゝ所の利廻に相當の差等があつて、其差等が無形及見込利益の有無大小、租税負擔の有無大小並に保険料の大小によりて定まるといふを得る。要するに租税も亦た投資者利益を左右する一元素だといふことになる。

## 第二段 租税の投資者利益に及ぼす影響

### (一) 租税の投資者利益上の影響

(A) 其動的觀察——租税が投資利益に關係あること上にいふ如くであり、投資者が租税だけ其時々々の所得を削減さるゝの不利を被むることもいふを待たぬが、特に元本價值の可動的にして投下の持續的なる投資物體(註一)にありては、之に新税が課せられ、又は増率されたときには、其租税の經常的なる限り、其新賦額又は増加額を還元した元本價格だけ其當時の投資者の財産價值を減少することとなつて、彼の一時的のみならず、永久的の利益をも損することとなる(註二)。尤も此に還元を行ふにつき用ゆべき利廻は、此新又は増税なき前の時代の其よりは此變化のあつただけ多少小さいものでなければならぬ。又或物體に増又は新税が加はり、他の物體に此が起らなかつ

たとして、全體の投資物體の利益標準は從來よりは低下し、之によりて各物體の純利の新しき平準が得らるることとなり、第一種物體では新又は増税だけ減少したる利益と新利益標準に基きて此物に相當とせらるる利廻とから打算されたる元本價格が、從來よりも低下することとなり、第二種物體では舊來の利益と、新利益標準に基き其に相當とせらるる利廻とから打算されたる元本價格が從來よりも多少上騰することとなつて、各物體の新しき純利の新しき價格に對する割合は平準を得るに傾く。斯くて新價格により物體を繼承したる人、相續人、讓受人は格別、税からしての不利を受けざることとなる(註三)。尤も此新又は増税が一體の投資物體に平等に起つた場合には、一體に投資物體の利益標準が低下したこととなつて、利廻の一體の低下となり、投資物體の價格に影響せぬといふことが起り得る(註四)。或は反對に租税が或物體につき廢減されたときは、其物體の利益が其れだけ増加したと同事となり、當に其れだけ其當時の投資者の所得に餘裕を生ずるのみでなく、其財産元本をも、其税額の還元額だけ附加することとなる(註五)。尤も此が還元の爲めに用ゐるべき利廻は從來のよりは多少大とならなければならぬ。尙又一體の投資物體に同等の減税の起つた場合には物體の元本價格に無影響たることが可能である。

(註一)此の現象の起る物體として學者の指摘する其仕方は多様である。試みに之を擧ぐると、

(1)物體よりして指摘するもの例之、ロシアアは、租税有利の還元、及租税不利の逆還元は土地及確定的資本に現はるとい

ひ、セリグマンは、租税消却が土地に當り、其市價が還元されたる收益價值に外ならざる他の物に當ると爲し、シェフラーは此が唯だ持續的なる所得及利用源にのみ行はるるを得と爲し、ニツチも、公債が新税を課せられたときに、之を拂ふ者は實に其所有者である。彼が其税額を當時の普通率にて還元したる額に齊しきだけ、其證券價值の一部を收用されたことを見出すといふ。

(2) 税の種類よりして指摘するもの——例之、ワグナーは、此租税消却が特に一般收益税、特に物税、地租、家屋税、營業税、實業税、貸付利子税(利札税)の或場合にも生じ得と爲し、ラウは、此が地租の外、變動すべき價格の賣却すべき物體に課せらるる各の直接税に現はるるを得る。例之、家屋税、物的の營業税、及其他の牌照、國債證書等の税の如しといひ、チツンヤートも、收益税體系に於ける所謂、物税(地租、家屋税、若干部の營業税、資本利子税)にては、租税が物上負擔となる傾を有つといひ、ロビンソンは、餘剩利得に歸する税が理論上には他の投資と比較して、其營業の賣價を低下することによりて、被税利得の初めの所有者に永久に止まるべしといふて居る。シェフラーが、消費税は租税消却の現象を示さずといふは少しく言ひ過ぎてあるが、彼が、使用税は既に消却に従ふ。收益税は收益源の價格引下にて消却すべきものであると爲し、更に租税消却の最著しき場合が利札税に現はるといひ、動的資本に於ける高き税の消却の實際非常に重要な他の場合が株式配當税に現はるといふは當つて居る。

(註二) 此事は諸多の學者の説く所である。

(1) 極めて普通の説明——例之、ホーリューは、動的價值の上の税を假定するときは、其重さを擔ふ者は最初の所持人である。彼は其所得に於て税額だけを失ふべく、そして資本にては其國の慣行利率にて還元された此税に略ぼ齊しき額を失ふてあらうといひ、セリグマンは、特別税が他の物を除いて物の或種類を課するときは、税は一定の事情の下に、全く物の初めの所有者に歸すべく、將來の買手に歸さない。何となれば税が税の還元されたる價值に齊しき額にて、物の資本價值の低下によりて割引さるるからといひ、ロツツは、不動産收益税及有價證券利子税が或前提の下に消却さるるを得る。即ち租税義務ある源の資本價值が租税によつて影響せられ、租税の爲めの戰爭が當該資本の賣却時期まで推し移され、新收得者は租税

1) Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 197. Seligman, Shifting and incidence of taxation. 2 ed. p. 183. Schäffle, Steuern. A. T. S. 313. Nitti, Principes de science des finances. p. 429.  
2) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 345. Rau, Fw. 5 Aufl. II. S. 23. Tischert, Die moderne staatliche Ertrags- und Einkommensbesteuerung. S. 8. Robinson, Public finance. p. 91. Schäffle, a. a. O. S. 313. 326-7.

負擔を感じないことゝなると爲し、ヘツケルも、此に租税消却が現はれ得る。其は租税を收益物體の資本價值に歸し、其交通價值に於て、税の還元額が其表示を見出すものだといひ、ペラフェルデスは、此負擔を移すことが、或人が税源に課せらるる税を還元して之を税源の價值から引去ることによつて行はるゝことが出来る。其が租税消却だといひ、チツシアートも物税に於て課税標準又は税歩に於ける各の變更が交通賣却等に於ける物體の資本價值に影響する。より重くする所の課税は價值の一部を所有者から没收するのだといひ、プレーンは、常に無税なるべしと期待された或有價證券が急に課税せらるることとなる時に、此が其後、以前よりも安く賣却せらるることは明かである。課税當時の所有者は税の還元價值だけ消却したることとなるといひ、ラウは、不動の地租は、其他同一事情の下に、土地の留價を、税なかりし時よりも税額の二十倍、二十五倍又は三十三倍だけ安くすることに影響すといひ、ブアイフアーも、土地の資本價格が此に課せられたる租税と同一割合にて下ると爲す。

(2) 多少特殊なる説明——之を一の轉嫁、特に後轉と爲し又は利益平準と爲すがある。例之、シェフラーは、轉嫁は或は繰返す所の租税負擔の還元價值の控除として生ずる。此場合に於て、繰返す所の負擔の物體の價格に對して租税負擔の消却といふことになるといひ、グルンツェルは、後轉が租税消却の形にて行はる。物體の買手が税の資本價值を價格から控除して、賣手の負擔に於て自ら負擔を免る。例之、地租は當時の所有者の損害に於て土地價值の減少に表はるゝを得る。齊しく利札税が利子の低下として現はれ、當該有價證券の相當なる低き相場に表はると爲し、ワグナーは、往々にして利得及課税の平準が次の事によつてのみ生ずる。其は當該交通過程が特に固定資本の租税の還元額だけ、其一定の價值低下に導き、然る後に此減却された資本價值が計算の土臺とせらるゝこと、即ち租税消却の行はるることによりて生ずるといふ。

(註三) 前註セリグマン及ロツツ參照。尙ほコンラードは、地租はむしろ現在の所有者に附着し止まる負擔である。何となれば彼よりして此土地を買取らんとする買手は土地價格の評定に於て税を純收益中から引去り然る後初めて一般利子歩合によつて還元するから。假令全く直ちにはなくとも、時の進みにより屢々なる所有變更の後に、農業者が購入價格の計算によりて税を免るることとなり、先行者への轉嫁が生ずることとなるといひ、スタンブも、資本に於ける利子又は收益の或特段な

- 3) Beaulieu, *Traité de la science des finances*, 5 éd. I. p. 771. Seligman, l. c. p. 181. Lotz, *Fw. S.* 221. Heckel, *Lehrbuch*, J. 177. Bela Földes, *Fw. S.* 315. Tischert, a. a. O. S. 8. Plehn, *Public finance*, 4 ed. p. 315. Rau, a. a. O. II. S. 22. Pfeiffer, *Staatseinnahmen*, II. S. 92.
- 4) Schäffle, a. a. O. S. 312. Gruntzel, *Fw. S.* 34. Wagner, a. a. O. S. 345.

る種類を特別な税で課税する企は、殆んど常に其が現在の持主にとりて没收となり、そして凡べての將來の所有者が負擔よりして逃れしめらるることとなるといひ、カイツルは、新取得者は問題となれる資本物體を唯だ名義だけ所有し、之を其後、國家の手に移したることとなるといふ。其他、ホツク、ラウ、ワグナー、ロツシアー、ニツチ、ロビンソン、プレリン、チツシアー等、凡べて新取得者の負擔とならざることを説く。<sup>5)</sup>

(註四) ニツチは、投資が凡べて同時に一層不利となることを想像するときは、資本の相對的價值は不變に止まると注意して居る。<sup>6)</sup>

(註五) セリグマンは、特別税が、既に他の種類の物に課せられたよりも低い率にて或物に課せらるることとなるときには、税に於ける不足額が還元せられて、初めの所有者の手に財産價值を附加することとなるべしと爲し、チツシアーも、物税に於て税の低下は所有者への贈與を意味すと爲し、ダルトンも、若も古き地租が今日廢止さるゝならば、之を拂ふ現時の地主は、所得増加の形に於て及此等の土地の賣價に於て直接の貨幣利益を受くるであらうといふ。更に少しく特別な説明方法ではあるが、シエフレイは、轉嫁が或は持續する租税恩典の還元價值の附加として生ずるといふて居る。<sup>7)</sup>

(B) 其靜的觀察——之を靜的に觀察するといふと、各種投資物體に對する租税負擔の程度の異なる場合、或物體の負擔が、平均的負擔を超過するだけに於て、其物の元本價值を超過税額の還元價值だけ減却することとなり(租税負擔の還元價值控除)、他の物體の負擔が平均的負擔に及ばざるだけに於て、其物の元本價值を、不足税額の還元價值だけ附加するといふこととなる(租税恩典の還元價值附加)(註六)。

(註六) シエフレイは、課税の平均額を超へたる過多負擔は、租税物體の購入に際し還元せられて控除され、吾人が租税恩典と名づくる過少負擔は、還元して附加せらるる。價格競争に於て買手は過多負擔を排斥する。彼は之を避けて平均負擔の物體

5) Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 21. Stamp, The fundamental principles of taxation, p. 132. Kaizl, Fw. II. S. 247. Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 107. Rau, a. a. O. II. S. 22—3. Wagner, a. a. O. S. 345. Roscher, a. a. O. S. 197. Nitti, l. c. p. 428. Robinson, l. c. p. 90. Plehn, l. c. p. 315. Tischert, a. a. O. S. 8.

6) Nitti, l. c. p. 429.

7) Seligman, l. c. p. 182. Tischert, a. a. O. S. 8. Dalton, Public finance. p. 68. Schäffle, a. a. O. S. 312.

を收得し得るからである。彼は併し過少負擔を拂ふ。彼は他にては其と同様に有利なる投資を行ひ得ないからであるといひ、セリグマンは、不平等なる税が物の異つた種類に課せられたときには、過重課物上の税の普通率以上の超過額が還元せられて、其將來の所有者を此等負擔から免することとなるであらうといふて居る。

## (二) 租税の投資元本上の影響

(A) 其の行はるる條件——租税が投資財産の元本價值に變化を與ふる可能あることは上にいふ如くだが、其は併し常に如何なる場合にも起るといふのではなく、其に條件がある。左の如くである。

(い) 物體の元本價值が可動的なるものたるを要する(註七)。有價證券、土地、家屋、營業財産等は此條件をもつ。で此等のものに或税が課せられたとき、其れだけ元本價值を落すこととなり得る。然るに預金貸金特に其當座的なる預金及貸金に至ては、税が課せられたからといふて元本價值を變ずることにはならぬ。此に於ける他の物との利益平準は結局、利子の騰貴に依る外はない。そして其が起るや否やは又資本市場の情勢に係ること、其れ次第では税のかかつただけ利子の騰貴となつて、債權者が其負擔を債務者に移すことが起り得る(註八)。或は事情によりては全債權者の負擔に歸することとなるかも知れぬし、或は一部だけ其負擔に歸するかも知れない。

(註七) ラウは、租税消却は地租のみに特有でない。併し變動すべき價値の賣却し得べき物體に課せらるる各の直接税に現はるるを得る。例之、家屋税、物的の營業税、及其他の權利、國債證書等の税の如しといふて居り、セリグマンが、租税消却の

行はるゝ條件として、税が資本價值を有し且つ年々の收益價值を有するを得る物に課せられなくてはならぬといふのも、適確な詞ではないが、前と同意味の積りであらう。<sup>9)</sup>

(註八) (1) 或は資本の需要者又は供給者双方の關係より起ると爲す。例之、テアハルレは、税が將來債權者より擔はるべきや將た債務者より擔はるべきやは、單に資本市場に於ける需要供給の關係によつて定まると爲し、ワグナーも、資本家及債權者の資本利子税は利子引上によつて債務者に前轉せしむることありと爲し、ヘツケルも、資本利子税は資本主から利子の引上によつて債務者に前轉するを得と爲す。<sup>10)</sup>

(2) 或は債權者即投資者側の態度よりして之を説く。例之、プアウは、資本家は資本投下の特段なる種類の收益(例之抵當貸利子)に課せらるる税を、可なり確かに負債者に利子引上の形にて轉嫁するであらう。何となれば彼に負債者が利子引上に同意しないときには、其可動なる貸付資本を容易に資本市場の他部(不課税の)に持行き得るからといひ、プアイフアームも、利子所得の課税では、轉嫁が頗る容易である。利子所得が急激に大な税を課せられたときには、資本が利子歩合の一層有利なる國へ輸出に迫はるる。随ふては益々内國に於て資本缺乏が感ぜらるることとなり、此に應じて税に相當したる利子歩合の引上が結果として生ずるであらうといひ、ダルトンは、若も所得税の引上が貯蓄の低減を生じ此が更に利率の騰貴を生じたときには、此高くなつた税率にて新貯蓄を投下しつゝある所得税納税者は、租税の負擔部を新資本を要求しつゝある人の上に轉嫁することとなるであらうといひ、バスタープは、利子の上の税は資本の報酬を低下し隨ふて貯蓄の直接の抑壓となる。此が有数なるだけでは、利用すべき資本の供給に於ける減少が利子を高めることに傾くといふ。<sup>11)</sup>

(8) 或は主として借手側の境遇よりして之を説く。例之、コンラードは、新課の大な所得税が此逐漸く其所得にて生活し得た利殖者を促して、勿論不確實なる投下に於て一層高き利子を求むる爲めに從來の確なる抵當貸をも解除することとならしめ得る。此際債務者が急迫事情にあるときには、彼は一層高き利子を拂ふことを餘儀なくされ、隨ふて他人たる利殖者の所得税を擔ふこととなるといひ、ゲルンツェルは、獨逸學者は所得税が例外的に轉嫁することを見た。其は利殖者が其所得の減縮を埋合せる爲めに其負債者に向ひて其貸付資本の利子の引上を要求し、其急迫したる地位の爲めに之を實現することにより

9) Rau, a. a. O. II. S. 23. Segligman, l. c. p. 182.  
 10) Terhalle, Steuerlast und Steuerkraft. S. 51. Wagner, a. a. O. S. 365.  
 Heckel, a. a. O. S. 172.  
 11) Pfau, Industriepolitische Gesichtspunkte in der Besteuerung. S. 127.  
 Pfeiffer, a. a. O. S. 91. Dalton, l. c. p. 52. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 38r.

てあるといふて居る。<sup>12)</sup>

る)物體が多少持續的のもの(註九)又は其よりして資本の退却が多少困難(註一〇)なものではなくてはならぬ。——即ち其物として直ちに他の無税又は輕税の方向に向けることの出来ないことを條件とする。賣つて金にしてしまへば何處にも轉向し得るが、賣るとすれば價値を多少とも減ずる可能あるものは即ち資本退却の困難なものとしなくてはならぬ。そして資本退却の容易なもの即ち其儘價値を落さず他に向け得るもの例之、當座預金當座貸金の如きは其に特に税が課せられたとすれば直ちに去つて無税又は輕税の方に避けられ得る。隨ふて租税消却が起らずして濟む。然るに有價證券や土地家屋に至ては之に特に税が課せられたとて、其價値を落さずしては賣逃することが六つかしい。其處で税のかかつただけ其元本價値を低下する可能が生ずる。營業財産に至ては其一部には他に轉用の自由なものもあるが、其の六つかしいものもある。其六つかしいだけに於ては土地家屋などと同じである(註一一)。預金貸金にても定期的のものは、税がかかつて來たからといふて直ちに貸して在るのを取戻すことは出來ず、隨ふて假令名目上の元本價値は變らぬとしても、事實上の元本價値は税の課せられただけ落ちたことになる。此場合には隱然たる形にて租税消却が行はるるといふて良い。

(註九)シエプレーは、租税過多負擔の消却及租税恩典の還元價値附加が唯だ持續的なる所得及利用源にのみ行はるるを得ると

いふ、ロツシア<sup>13)</sup>も、租税有利の還元及租税不利の逆還元は土地及確定的資本に現はると爲し、セリグマンは租税消却の行はるる條件として、税が、數年の支拂の期待さるる如き、延引せられたる消費時期の物に課せられなくてはならぬといふて居る。<sup>14)</sup>

(註一〇) パステールは、資本がたびたび投下せられて此から退却することの困難が、所有者を暫らく地主と同一の地位に置くこととなる。固定資本の上の税は其結果に於て地代の税に類似し、齊しく轉嫁すべからざるものやうであると爲し、グルンツェルは、資本が引揚げられ能はざるときは、税が其還元額を以て投資物體の交換價値の低下として現はるといふ。<sup>15)</sup>

(註一一) アイプラーは、一たび土地に置かれた所の資本は勝手に取去ることは出来ない。隨ふて輸出せられて高い利子歩合を求めるといふことは出来ぬ。土地所有者は其資本を恐らくは一層良き利子を生ずる他の營業に勝手に向けることは出来ぬ。何となれば此が其土地と結合するからといひ、パステールも、土地又は或物の生産に適した特定資本の持主の上に全く税が歸するであらう。固より土地も固定資本も、別の使用に堪へらるる。併し其の選擇的のものには必然的に被等の實際に使用せられたものに於けるよりも利益少きものであるといひ、ラウも、各箇の財源、例之、土地又は勞働の収益を課すべく定められた税では、被税者が夫の源を他に使用すること又は他の方法にて税を避け得るやといふことがあつて、而かも此事が多くの場合消滅された財産の性質によつて妨げらるるといふて居る。<sup>15)</sup>

(は) 税が物體によりて差等を附した所の不平等なものたることを要する(註一二)。——凡べての投資物體に滿遍なく平等に課せられた税であれば、爲めに元本價値の減少を生ずる可能が乏しい。此場合には多少は外國に出で行く可能もあつて、其れだけにては内國の投資利益を増加する可能もあるが、此は全體からいへば重きを成さず、大體内地にて投資せられ、其内地にて他に投資を變じても齊しく税を負ふこととなり、一體に投資利益を減することになる可能が大で、そし

13) Schäffle, a. a. O. S. 313. Roscher, a. a. O. S. 197. Seligman, l. c. p. 182.  
 14) Bastable, l. c. p. 381. Gruntzel, a. a. O. S. 36.  
 15) Pfeiffer, a. a. O. S. 92. Bastable, l. c. p. 374. Rau, a. a. O. I. S. 414—5.

て元本價值も大體雜然として舊の如くなる可能大といふことになる。尤も表面上は平等税が一體の投資物體に課せられても、物によりて遁脱の難易があり、随ふて遁脱の容易なものは其困難なものに比して輕税を課せらるることとなつて、差等税と同結果となることはある(註一三)。そして差等税となつたときには、其過重額だけ所有者を不利ならしむるものとして物體を評價することとなる。其他、物體から見れば平等な税であつても納税義務者の人から見れば不平等となる場合に間々租税消却と同結果となることもある。其は租税の給付能力の乏しき貧乏人が或物から見れば公平な税をも擔ふことを難しとして、其課税物體たる財産を安く賣却せざるを得ざる爲めに起ることである(註一四)。

(註一三)ワグナーは、凡べての投資の全く平等なる收益課税では此租税消却が固より期待されない。併し此假定は恰かも、通例には實際でないといひ、シェフラーも、唯だ收益源よりの所得特に其凡べてのものが平等に課せらるるときには、租税負擔の消却は現はれないであらう。何となれば此場合交通に於て、各物體が租税負擔につき同一と見られて、租税負擔の爲めに一層安く賣らんとし又は一層高く買はんとする何等の刺戟がないから。だからして異つた物體が繰返す所の課税に不平等に負はざる處にのみ消却現象が生ずと爲し、セリグマンも、特別税が他の物を除き物の一定種類に課せられる時に、税が一定事情の下に全く物の初めの所有者に歸すといひ、スタンプも、資本に於ける利子又は收益の或特段な種類を特別な税にて課する金は——殆んど常に現在の持主にとりて没收となり、凡べての將來の所有者をして負擔を免れしむることとなるといふ。<sup>16)</sup>

(註一四)ワグナーは、特に貸付利子が通例不動産及營業の收益の如くには、而く高く課税せられぬ。又特に而かく確かには捕

16) Wagner, a. a. O. S. 365. Schäffle, a. a. O. S. 312. Seligman, l. c. p. 181. 182. 311. Stamp, l. c. p. 132.

捉せられないと注意して居る。<sup>17)</sup>

(註一四) 此につきシエフレーは曰ふて居る。凡べての財産種類が平等に捕捉せらるるときには、財産投下方法の變更によりて租税負擔が他に轉嫁される事が出来ぬ。併し一の例外がある。其は財産税が重くして、簡入を財産物體の強制賣却に餘儀なくするほどの場合である。此場合には最弱き租税力が、急迫賣却價格に於て、其財産譲受人の利益に於て、租税負擔の還元價值を控除することを餘儀なくせらるると。<sup>18)</sup>

(一) 税が一回的のものでなく年々繰返すが如きものでなければならぬ(註一五)。——此は當然のことで、税の還元價值だけ物體の元本價值を減するといふのは、其税が年々繰返すが如きものであればこそ起るのである。所謂直接税的のものは其であり、之につきては異論はないが、消費税が或生産又は營業裝置に課せらるるとして、此の如きものは租税消却を生せないといふ考方もあるやうだが(註一六)、併し此に於て數年引續き轉嫁不可能といふ見込の存するが如き場合には其だけに於て租税消却が行はると見るのが當つて居る。其丈に於て、其營業の裝置又は財産の價值を減することとなる。尤も消費税にては轉嫁可能が大いから此の如くなる事がむしろ例外といふても良いには相違ない。

(註一五) シエフレーは、消却は凡べての租税種類には當らない。繰返す所の負擔の物體のみが、交通に於て過多負擔の還元價值を頗る容易に損し得ると爲し、セリグマンも、物が持續的にして、反覆した税に従ひ、且つ税が年々略ぼ同率にて課せらるるときには、豫見せられたる年々の支拂が繰められて、課税物件の資本價值に變化を生ずることとなるといふ。<sup>19)</sup>

(註一六) シエフレーは、消費税は租税消却を示さぬ。消費税の物體の生産せらるる營業裝置が、消費税引上の爲めに價值を失

17) Wagner, a. a. O. S. 365.

18) Schäffle, a. a. O. S. 319.

19) Schäffle, a. a. O. S. 313. Seligman, l. c. p. 183-4.

ふときは、此は消費税の消却ではなくして、變更したる販路機會の結果であるといふて居る。<sup>20)</sup>

(ほ) 税が各物體につき一定不動額のときに最適確である。——此場合には税の還元が最明かに行はれ得るが、年々變動する収益の額次第で税率の異なるが如き場合には此還元が適確でないことになる。恐らく此場合には平均的負擔を計算して還元を行ふことゝなるの外ない。多少不確かではあるが、兎も角之を以て其の豫見すべき年々の負擔として還元さることとなるであらう(註一七)。

(註一七) 註一五、セリゲマン参照。

(B) 其程度範圍——(い) 右の前提のある以上は租税消却の行はるる可能性があるが、其最大限は大體に於て、動的にいへば新又は増税額の還元價值だけであり、靜的にいへば平均負擔を超過する額の還元額である(註一八)。併し(ろ) 實際には右の範圍内にて、投資者から他の人への轉嫁が行はれ得るだけにては租税消却が起らざるを得、隨ふて租税消却が一層小なものであり得る。尤も此事は夫の公債や社債やの如き確定利子附のものには行はれない(註一九)。又一定期間契約によつて貸付けた物にも行はれないが(註二〇)、既に株券になると、税が生じたとして、會社に於て經營上の改良を行ひ配當を増加して税の一部又は全部を打消し得る。土地や家屋などにも税の賦課に刺戟せられて之を借地人借家人に轉嫁せんと努め、或度まで成功するに於て(註二一)、其だけでは租税

消却が行はれずして濟み得る。營業財産の場合にも、課せられた税を物の買手に賣價の引上によりて移し得ることがあり(註二二)、或は物の供給者、資本の供給者、勞力の供給者に對して支拂ふべきものの節減によつて轉嫁するを得ることがあり(註二三)、或は斯く他の人へでなくとも、少くとも自ら負擔せずして濟ますことが出來得る。即ち企業に於ける技術及經濟の改良によりて排轉を爲し得たる場合の如きである(註二四)。加之更らに或意味にては營業者自身の負擔ではあるが、單なる營業費節約にても、或度まで租税消却を輕減し得る(註二五)。

(註一八) シェフレーは、凡べて税が或國にて徵收せらるるときに、或收益源の全き租税負擔が交通によつて消却されることは出來ない。併し唯だ收益源の純收入の平均的負擔額を超へた過剩及之よりも以下なる過小のみである。だから全き地租家屋税が物上負擔とはならず即ち交通によりて消却せられずといふて居る<sup>21)</sup>

(註一九) エーベルとは、確定利子附債權の債權者は税の轉嫁を實現するを得ぬと爲し、ワグナーも、利札税の形にては此が債權者から債務者に直接には轉嫁せらるるを得ぬといひ、ブアイファアも、利子及レントの所得が特段なる課税に置かるゝときは、定額のレントを受くる者は轉嫁の可能を最僅か持つといひ、ホックは、借入資本が全く解約すべからざるものなるか又は唯だ債務者から又は長期の後に初めて解約すべきものなるときのみ、夫の税が所得税の不轉嫁の性質を取ることとなるといふて居る。それからラウ、ペラフェルデスは廣く所得の確定した者の税の轉嫁難を擧げて居る<sup>22)</sup>

(註二〇) ラウは、此事(轉嫁不可能)は契約期間中、小作に附し又は賃貸した物體の所有者にも當るといふ<sup>23)</sup>

(註二一) 此可能については、コンラード、ワグナー、ゲルンツェル、フェイスチング、バリュー、ダルトン等參照<sup>24)</sup>

(註二二) 此可能は普通の事であるといふを待たぬが、特に營業税につきても、例之、ブアイファアは、營業税では營業者は常

21) Schäffle, a. a. O. S. 321.

22) Eheberg, Fw. 18 und 19 Aufl. S. 216. Wagner, a. a. O. S. 365. Pfeifer, a. a. O. S. 91. Hock, a. a. O. S. 102. Rau, a. a. O. I. S. 414. Bela Földes, a. a. O. S. 312.

23) Rau, a. a. O. I. S. 414.

24) Conrad, a. a. O. S. 22. Wagner, a. a. O. S. 365. Gruntzel, a. a. O. S. 35. Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 20. Parieu, Traité des impôts. 2 ed. I. p. 73. Dalton, l. c. p. 61.

に彼から拂はれた税を生産費とすることに傾く。此故に彼は出来るならば其れだけ其産物の賣價を高く定むるであらうといひ、コンレードも、直接税としての營業税も、事情により轉嫁すべきものとして示さる。特に營業者が競争なく、内國の爲めに働き、且つ其の既に小なる利得が税により大に減少さるときに然りと爲す。其他、エーベルヒ、ロツツ、テアハルレ等参照<sup>25)</sup>

(註二二) ホツクは、課税せられた物の生産者には、税の轉嫁の爲めに、此税を其産物の原料及助成品の賣手に又は其徒弟及労働者に、彼等に此迄拂つた價格及賃金の引下によつて之を行ふ試みありと爲し、テアハルレも、原料助成品並に製造品の仕入に於ける價格の引下、並に給料及賃金の引下に依る轉嫁の可能を擧げ、ロツツ、グルンツエルは百貨店より其供給營業者に對する値引要求に依る轉嫁の例を擧ぐ<sup>26)</sup>

(註二四) エーベルヒ、ヘツケル、ワグナー、シエフレ、テアハルレ等参照<sup>27)</sup>

(註二五) ベラフェルデスは、商人が補助者を減少し照明費等を節約するを得る可能を擧げて居る<sup>28)</sup>

(三) 舊税と利益平準——(A) 上にいふ如くにして不平等不公平なる課税が起されたとして其新しい間は、不慣れでもあり(註二六)、不公平が著しく感せられて不平不満を生ずるものだが、聽がて其古くなるに従つて轉嫁が出来るだけでは行はれて、其を堪へる力のある處へ移さることとなり(註二七)、又偏重と感ずる者は一層強く之を偏輕者に移さうと努むることとなつて公平となるやうでもある(註二八)。其起らぬだけでは特殊の投資物體にあつては物體の元本價値の變化ともなつて、結局、各物體の間の利益の平準だけは得られることになる。一面には負擔の重きに過ぐる處からして其輕い方への投資の移動も行はれて、永い間には利益平準は得られることになる(註二九)。

25) Pfeiffer, a. a. O. S. 93. Conrad, a. a. O. S. 22. Eheberg, a. a. O. S. 216. Lotz, a. a. O. S. 221. Terhalle, a. a. O. S. 46.  
26) Hock, a. a. O. S. 96—7. Terhalle, a. a. O. S. 46. Lotz, a. a. O. S. 221. Gruntzel, a. a. O. S. 34.  
27) Eheberg, a. a. O. S. 217. Heckel, a. a. O. S. 172. Wagner, a. a. O. S. 349. Schäffle, a. a. O. S. 310. Terhalle, a. a. O. S. 46.  
28) Bela Földes, a. a. O. S. 314.

斯くて苦情不平も自ら消散する傾がある。之を稱して舊税は良税だごまでいふことになるが、併しB)轉嫁や租税消却やでは利益平準は得られるにしても、決して不公平なものが公平にはならぬ(註三〇)。租税消却が行はれたとして各物の元本價值と税との間の均衡は矢張り取れて居ないことが多い。まして其持主の全能力と税との關係が各人間に公平にならぬことが多からう。普通の轉嫁が行はれた結果から見ても、力の弱き者の方へ却つて益々税の負擔が押付けられるといふ不公平となることも少くない(註三一)。特に獨占者の我儘が通ほつて不公平となることもある(註三二)。そして單なる利益平準で満足するとしても其終局に達する爲めには可なり永い時間を要するといふこともある(註三三)。

(註三六) ホックは、新税は之を擔ひ且つ拂ふべき者に於て、不知、誤解、不慣を以て争ふべきものだといふ。<sup>29)</sup>

(註三七) カナリーは、舊税は良税也といふ詞の創始者として有名だが、彼の說によると、各人の目的は、彼に最大のレント又は餘剰を生ずべき職業の特定の種類に其勞働を向けることである。此相互の争から利益平準の體系が生ずるといふのであり、其處までは正しいが、税の負擔が物の賣手と買手との間に分配せらるることを説く爲めに、財の流通體系を、連結したる管の原則に比較するに至つては必ずしも賛成し得ぬ。曰く、如何に多くの水を何れか一方の管に入れやうと又出さうと、凡べてのものに再び水平が出来るまで、他方の管の水が或は上り或は下ることとなる。水が各管の直徑に比例して分配され其水平を求むることとなると齊しく、各税は其能力に従ふて買手と、賣手との間に一様に分配せらるるであらうと。其れからボリーニも、社會は可塑的屈伸的のものであつて、税が時と共に其各部へ略ぼ其方に比例して、人の置く所の負擔を分配するものだといふて居る。<sup>31)</sup>

29) Hock, a. a. O. S. 107.

30) Seligman, l. c. p. 126—7.

31) Beaulieu, l. c. p. 772.

(註二八) ベラフェルデスは、異つた租税主體が同等の租税負擔を擔ふときには、轉嫁努力が一樣に行はれないであらう。之に反し、或者が他の者よりも一層重く課せらるるときには行はると爲し、カイツルも、吾人は所得税の轉嫁が、之により同等所得が不平等に課せらるるだけにてのみ現はるといふ結論に達したといふて居る。<sup>032)</sup>

(註二九) 註二七、カナリ參照。尙ほグルンツェルは、自由競争に於て凡べての種々なる企業に働く所の資本が、其利得の平準の方に努むる。或生産分科が、他のものよりも一層重く課せらるるときには、勞力及資本が其だけでは之から引揚げられ、供給の減少によつて、商品價格及隨つて純益が高められ、隨ふて税が全く商品の買手に轉嫁せらるることとなるといふて居る。<sup>033)</sup>

(註三〇) エーベルヒは、轉嫁過程によりて不平等な税が補正せらるることの保證なしと爲し、ベラフェルデスも、一税が如何に不良であつても、轉嫁が之を補正すべしといふ租税政策の便宜な觀察點は常に最大なる樂觀論であるのみでなく、最輕率なる政治智識であるといひ、ホツクも、此平準が交通の法則の支配下に行はるるが故に恰かも其故に公正にして國民經濟上有益だといふことは詐だといふて居る。<sup>034)</sup>

(註三一) シェフラーは、假令平準作用が價格成形の方法にて利得變更により一部行はるとも、他の場合には賦課の不平等は轉嫁によつて必ずしも平準せられない。平準の一般的に現はることは、凡べての不公平なる税下に導かるる經濟が、投資及經營の變更の意思、理解、可能を平等にもつことを假定するが、此假定は決して一般に當ることが出來ぬ。むしろ多くの場合に不公平の結果を増加する。何となれば弱き租税力即ち細民が轉嫁の前提を自分に於て最少く持つからといひ、ワゲナーも、轉嫁が私經濟的自由交通の事情に従ふて、課税に存在する不平等を一層増長し、又は存在する平等を破るの場合がある。轉嫁及利益平準の過程による租税負擔の平準は次の假定の下にのみ現はれる。特に考察に來る所の競争者が轉嫁によつて負擔を免るる爲めに、多少其經濟力に於て、且つ精神上、理解、意思に於て同等に立つこと、更に其企業、投資、職業、轉業の能力の性質に於て、特に企業を制限し廢止し資本勢力を引揚げ、及過重課税されたる營業及職業よりもより良き他の處にて利用すべき實際的可能及容易さに於て類似の地位にあることの假定の下にのみ現はれる。此假定は決して精密には當

32) Bela Földes, a. a. O. S. 315. Kaizl, Lehre von der Ueberwälzung der Steuern. S. 127.  
33) Gruntzel, a. a. O. S. 35.  
34) Eheberg, a. a. O. S. 215. Bela Földes, a. a. O. S. 312. Hock, a. a. O. S. 108.

らない。恰も然るが故に轉嫁は必ずしも實際平等なる租税分配に導かないであらう。特に往々にして或意味にての弱者的元  
素があつて、此が競争に於て強者の轉嫁するを得る租税を負担することとなるであらうと爲し、コンラードも、過重負擔者  
が同時に重荷を逃る能はざる弱者たり得る。而かも非過重負擔者が租税を逃るる爲めに有らゆる努力を爲すことに傾くとい  
ふ。<sup>35)</sup>

(註三二) ホックは、此轉嫁による平準が常に繼續して市場を支配する者の利益にまで行はれる、併し此支配が獨占的なるを得  
る、又殘酷、詐僞、偏見の仕事たることも出来るといふ。<sup>36)</sup>

(註三三) プアインフリーは、平準が再び齎らざるまでには往々にして頗る永く續き得るといふて居る。<sup>37)</sup>

## 結 論

以上要之、投資は近代經濟生活の重要な元素で、租税は此投資との關係に於て考察するに於て  
興味がある。租税によつて一時投資家の利益を素すこともあるが、其間に段々と彼等の間に利益  
平準が得られ安定が得られ満足が生ずることとなる。新税は厄介だが、時の経過により舊税とな  
つては厄介を感ぜざることとなる。斯くて舊税となつて利益の平準だけは得られることに傾く  
が、併し不公平税が爲めに公平税にはならぬ。そして租税が投資財産元本に影響するのには一定  
の條件があり、其行はるゝ場合にも、一部其影響の緩和さるるといふこともある。

35) Schaffle, a. a. O. S. 313--4. Wagner, a. a. O. S. 343--5. Conrad, a. a. O. S. 21.

36) Hock, a. a. O. S. 108.

37) Pfeiffer, a. a. O. S. 95.